様式１ 公表されるべき事項

独立行政法人国立高等専門学校機構の役職員の報酬･給与等について

Ⅰ 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当機構役員給与規則で文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度の機構の業績評価を参考に、その者の職務実績に応じて、賞与（期末特別手当）を１００分の１０の範囲内で増減することができることとしている。平成17年度については、平成16年度の業績評価を参考に、検討した結果、賞与の増減は行わないこととした。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

･報酬水準を平成17年12月１日から0.3%の引き下げ。
･平成17年12月期の期末特別手当の支給割合を0.025月分増額。

理事

･報酬水準を平成17年12月１日から0.3%の引き下げ。
･平成17年12月期の期末特別手当の支給割合を0.025月分増額。

理事（非常勤）

改定を行っていない。

監事

･報酬水準を平成17年12月１日から0.3%の引き下げ。
･平成17年12月期の期末特別手当の支給割合を0.025月分増額。

監事（非常勤）

改定を行っていない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任･退任の状況	
		報酬（給与）	賞与	その他（内容）	就任	退任
法人の長	千円 17,861	千円 12,811	千円 4,280	千円 768 （都市手当）	H17.8.10	H17.8.9
理事 （５人）	千円 76,735	千円 53,544	千円 21,720	千円 986 （都市手当） 249 （通勤手当） 234 （寒冷地手当）		
理事 （非常勤） （１人）	千円 204	千円 0	千円 0	千円 204 （非常勤役員手当）		
監事 （１人）	千円 16,377	千円 10,860	千円 4,577	千円 651 （都市手当） 289 （通勤手当）		
監事 （非常勤） （１人）	千円 204	千円 0	千円 0	千円 204 （非常勤役員手当）		

注：「都市手当」は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況（平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘　要
法人の長	千円	年	月			該当者なし
理事A	千円 4,110	年 1	月 0	H17.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、標準水準であるとして業績勘案率が決定された。
監事	千円	年	月			該当者なし

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

全国55高専が一法人になったスケールメリットを生かし、適正な人員配置を行うと共に、共通性の高い業務については合理化･簡素化を図るなどを行い、人件費の抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、国家公務員の給与水準を考慮する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績を考慮し、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率を決定している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本給月額 （昇給）	勤務評定の結果等を踏まえ、一定期間における勤務成績に応じて、上位の号給に昇給させること又は昇給しないことが出来る。
本給月額 （昇格）	勤務成績が良好で、上位の職位に就任する場合等に、上位の級に昇格させることが出来る。
賞与：勤勉手当 （査定分）	基準日（6月1日及び12月1日）以前6月以内の期間における勤務評定等の結果に基づいて、勤勉手当の支給割合を変動させている。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

・本給表の水準を平成17年12月1日から0.3%の引き下げ。
・扶養手当の配偶者に係る手当額を13,500円から13,000円に引き下げ。
・平成17年12月期の勤勉手当の支給割合を0.025月分増額。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	5,684	46.3	7,251	5,229	83	2,022
事務･技術	2,060	44.3	5,777	4,222	87	1,555
教育職種（高等専門学校教員）	3,480	47.3	8,136	5,833	81	2,303
技能･労務職種	26	52.8	5,358	3,917	64	1,441
海事職種(一)	15	50.2	7,212	5,224	108	1,988
海事職種(二)	21	46.4	5,298	3,901	64	1,397
医療職種（栄養士）	15	53.8	6,207	4,490	50	1,717
医療職種（看護師）	49	47.2	5,688	4,137	81	1,551
指定職種	17	64.5	15,545	11,178	77	4,367
民間出向職員	1					

任期付職員		3人	35.2歳	6,430千円	4,551千円	16千円	1,879千円
	事務・技術	1人	歳	千円	千円	千円	千円
	教育職種（外国人教師）	2人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員		37	48.1歳	3,109千円	2,287千円	51千円	822千円
	事務・技術	35人	47.4歳	3,029千円	2,226千円	50千円	803千円
	技能・労務職種	1人	歳	千円	千円	千円	千円
	嘱託職員	1人	歳	千円	千円	千円	千円

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：在外職員及び再任用職員は、該当者がいないため省略した。

注3：常勤職員のうち、研究職種、医療職種（病院医師）及び医療職種（病院看護師）は該当者がいないため省略した。

注4：常勤職員の民間出向職員、任期付職員の事務・技術及び教育職種（外国人教師）、非常勤職員の技能・労務職種及び嘱託職員については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5：海事職種(一)とは、船舶に乗り込む船長、航海士、機関長、機関士を示す。

注6：海事職種(二)とは、船舶に乗り込む職員（海事職種(一)を除く。）を示す。

注7：指定職種とは、校長（教育職種(高等専門学校教員)を除く。）を示す。

注8：民間出向職員とは、特定の業務を行わせるため、民間からの出向による職員を示す。

② 年間給与の分布状況（事務･技術職員／教育職員（高等専門学校教員））〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

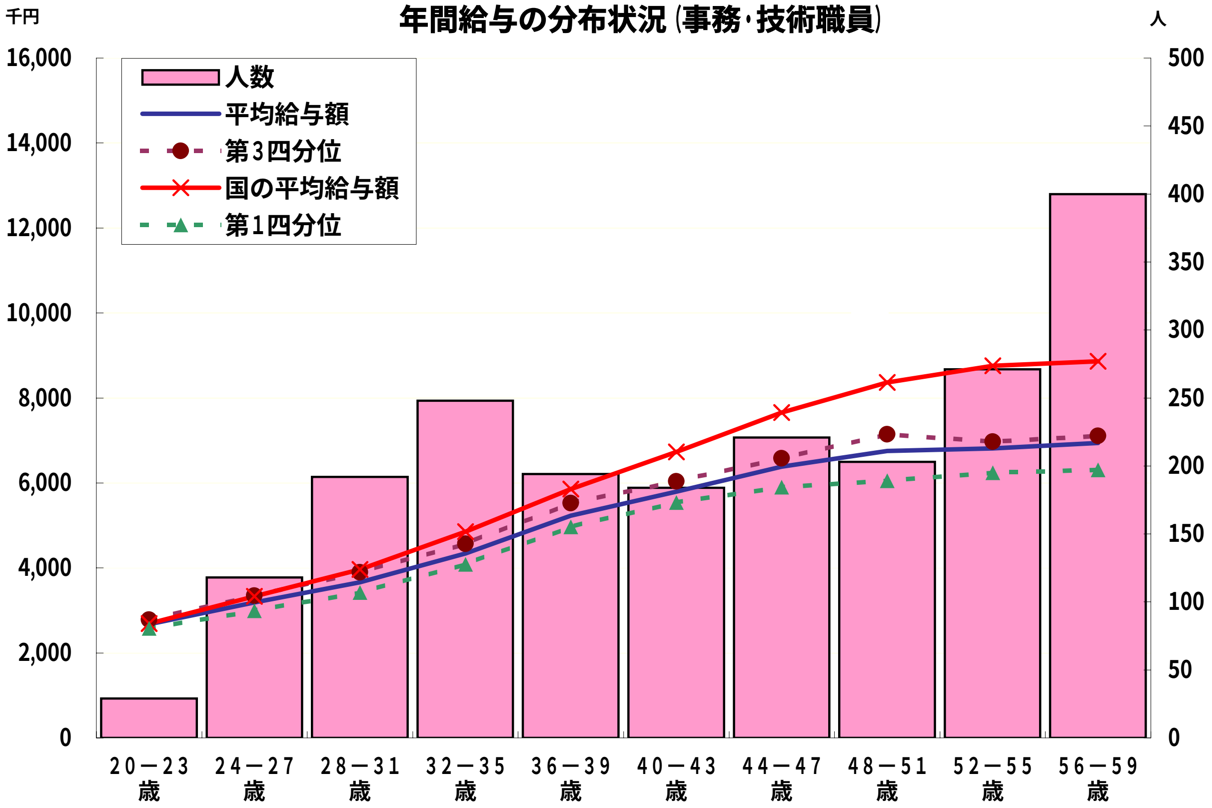

注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

（事務･技術職員）

分布状況を示すｸﾞﾙｰﾌﾟ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
本部課長	2	－	－	－	－
本部課長補佐	4	40.3	－	6,724	－
本部係長	8	37.1	4,762	5,399	5,581
本部主任	4	33.5	－	4,826	－
本部係員	13	30.3	3,516	3,676	3,849
地方部長	33	58.4	9,840	10,214	10,688
地方課長	114	50.0	7,870	8,260	8,593
地方課長補佐	88	57.1	6,818	7,035	7,253
地方係長	922	49.4	5,891	6,264	6,711
地方主任	359	45.2	5,039	5,456	5,956
地方係員	512	30.6	3,278	3,753	4,190

注：当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、本部課長（該当者2名）にあっては、平均年齢、四分位の額及び平均額，本部課長補佐及び本部主任（該当者各4名）にあっては、四分位の額については記載していない。

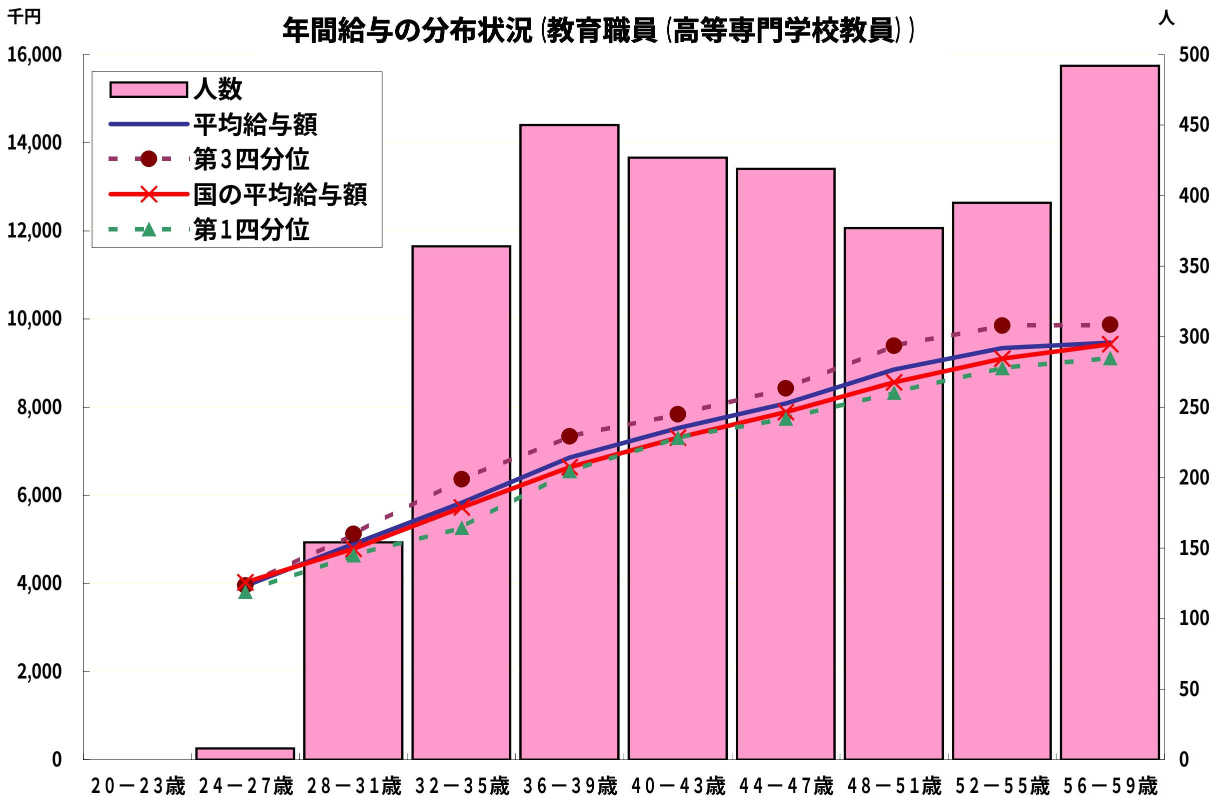

（教育職員（高等専門学校教員））

分布状況を示すｸﾞﾙｰﾌﾟ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
校長	17	60	12,004	12,510	13,387
教授	1,469	55.3	9,118	9,470	9,836
助教授	1,419	43.4	7,107	7,535	8,057
講師	306	36.2	5,395	5,951	6,495
助手	269	36.5	4,812	5,184	5,461

③ 職級別在職状況等（平成18年4月1日現在）（事務・技術職員／教育職員（高等専門学校教員））

（事務・技術職員）

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任、係員	係長・（技術）専門職員、主任	課長補佐・（技術）専門員、係長・（技術）専門職員	課長、課長補佐・（技術）専門員	課長
人員（割合）	人 2,060	人 171 (8.3%)	人 408 (19.8%)	人 1,061 (51.5%)	人 286 (13.9%)	人 79 (3.8%)	人 22 (1.1%)
年齢（最高～最低）		歳 33～20	歳 57～25	歳 59～32	歳 59～36	歳 59～39	歳 59～47
所定内給与年額(最高～最低)		千円 2,842～1,754	千円 4,191～2,239	千円 6,009～3,146	千円 6,607～4,015	千円 6,775～4,881	千円 7,624～5,746
年間給与額(最高～最低)		千円 3,759～2,387	千円 5,814～3,209	千円 8,003～4,341	千円 8,874～5,603	千円 9,281～6,829	千円 10,139～7,926

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	事務部長	事務局長・事務部長	事務局長	事務局長
人員（割合）	人 32 (1.6%)	人 1 (0.0%)	人 (　%)	人 (　%)
年齢（最高～最低）	歳 59～54	歳 ～	歳 ～	歳 ～
所定内給与年額(最高～最低)	千円 8,357～6,762	千円 ～	千円 ～	千円 ～
年間給与額(最高～最低)	千円 11,373～9,428	千円 ～	千円 ～	千円 ～

注：8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載していない。

（教育職員（高等専門学校教員））

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	講師	助教授	教授	校長
人員（割合）	人 3,480	人 275 (7.9%)	人 311 (8.9%)	人 1,403 (40.3%)	人 1,474 (42.4%)	人 17 (0.5%)
年齢（最高～最低）		歳 62～26	歳 62～27	歳 62～29	歳 62～38	歳 64～54
所定内給与年額(最高～最低)		千円 4,973～2,556	千円 6,331～2,871	千円 7,307～3,228	千円 8,573～5,022	千円 10,191～7,597
年間給与額(最高～最低)		千円 6,715～3,614	千円 8,533～3,929	千円 9,861～4,366	千円 11,885～6,997	千円 14,065～10,683

④ 賞与（平成17年度）における査定部分の比率（事務･技術職員／教育職員（高等専門学校教員））

（事務･技術職員）

区分			夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）		% 65.9	% 68.4	% 67.2
	査定支給分（勤勉相当）（平均）		% 34.1	% 31.6	% 32.8
		最高～最低	% 42.0～31.1	% 39.0～22.7	% 40.5～27.3
一般職員	一律支給分（期末相当）		% 66.2	% 68.7	% 67.5
	査定支給分（勤勉相当）（平均）		% 33.8	% 31.3	% 32.5
		最高～最低	% 50.0～26.1	% 40.4～10.5	% 39.3～21.8

（教育職員（高等専門学校教員））

区分			夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）		% 64.3	% 67.1	% 65.8
	査定支給分（勤勉相当）（平均）		% 35.7	% 32.9	% 34.2
		最高～最低	% 49.2～32.0	% 46.2～29.7	% 47.6～31.0
一般職員	一律支給分（期末相当）		% 66.3	% 68.8	% 67.6
	査定支給分（勤勉相当）（平均）		% 33.7	% 31.2	% 32.4
		最高～最低	% 49.4～25.3	% 55.1～21.0	% 42.6～27.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準（年額）の比較指標（事務･技術職員／教育職員（高等専門学校教員））

（事務･技術職員）

対国家公務員（行政職（一））	83.0
対他法人（事務･技術職員）	77.3

（教育職員）

対国家公務員（旧教育職（四））	102.3

注1： 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を１００として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2： 教育職員（高等専門学校教員）の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立高等専門学校等の法人化直前（平成15年度）の教育職俸給表（四）適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

Ⅲ 総人件費について

区　分	当年度（平成17年度）	前年度（平成16年度）	比較増△減		中期目標期間開始時（平成16年度）からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	48,837,144	48,938,547	△ 101,403	(△0．2)	△ 101,403	(△0．2)
退職手当支給額 (B)	7,380,144	6,793,638	586,506	(8．6)	586,506	(8．6)
非常勤役職員等給与 (C)	2,028,285	2,048,666	△ 20,381	(△1．0)	△ 20,381	(△1．0)
福利厚生費 (D)	6,255,817	6,184,202	71,615	(1．2)	71,615	(1．2)
最広義人件費 (A＋B＋C＋D)	64,501,390	63,965,053	536,337	(0．8)	536,337	(0．8)

総人件費について参考となる事項

1．給与、報酬等支給総額及び最広義人件費における主な増減要因

○給与，報酬等支給総額の減については，平成17年度人事院勧告に準じて，本給表の水準を0.3%の引き下げ改定の実施などの影響が考えられる。しかし，定年退職者数増による退職手当支給額が増加したことから，結果，最広義人件費は増加したといえる。

2．行政改革法、「行政改革の重要方針」（H17.12.24閣議決定）による人件費削減の取り組み状況

○「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を受けた取り組みとして、中期目標は、同閣議決定において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととされ、中期計画において、平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度（49,734百万円）に比べて5.0%以上（平成20年度までには概ね2.5%以上）削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定を行った場合は、その改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。
その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行うこととしている。

・人件費削減の基準額　　48,837,144（千円）

○国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与制度の改正の主な内容は次のとおりであり、平成18年度から段階的に導入を行うこととしている。

・本給表水準について平均4.5%引き下げ。
・地域手当の新設（都市手当の廃止）を行い地域区分に応じ3%～12%に設定を行い段階的に導入。
・勤務実績をより的確に反映し得るような昇給制度及び勤勉手当への実績反映の拡大。

など

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし